電気需給約款別表

第１表　電力料金表

【東北電力エリア】

（1）東北パワープラン[B]　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金	契約電流	60A	2444.46 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh	32.16 円
	120kWh 超過 300kWh まで		38.34 円
	300kWh 超過分		41.13 円

（2）東北パワープラン[C]　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		1kVA	409.61 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	31.42 円
	120kWh 超過 300kWh まで		37.56 円
	300kWh 超過分		41.13 円

（3）東北パワープラン[低圧電力]　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW	1167.01 円
電力量料金	夏季	1kWh	32.85 円
	その他季		31.83 円

【東京電力エリア】

（1）関東電力プラン[B]　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金	契約電流	30A	1126.65 円
		40A	1502.20 円
		50A	1877.75 円

		60A	2253.30 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh	30.09 円
	120kWh 超過 300kWh まで		36.20 円
	300kWh 超過分		36.02 円

(2) 関東電力プラン[C] （税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		1kVA	375.55 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	32.74 円
	120kWh 超過 300kWh まで		33.96 円
	300kWh 超過分		36.00 円

(3) 関東電力プラン[低圧電力] （税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW	894.64 円
電力量料金	夏季	1kWh	29.97 円
	その他季		29.28 円

(4) 関東電力プラン[オール電化] （税込）

区分		単位	料金単価
基本料金	契約電流	30A	1126.65 円
電力量料金	昼間	1kWh	36.13 円
	夜間		27.31 円

(5) CO2 フリープラン（実質再生可能エネルギー100%）

関東電力プランの全てが対象で、CO2 フリーオプションとして、ご契約の該当プラン電力量料金単価に 4.40 円（税込）を加算した単価となります。

【中部電力エリア】

(1) 中部パワープラン[B] （税込）

区分		単位	料金単価
基本料金	契約電流	40A	1637.92 円

		50A	2047.4 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh	21.38 円
	120kWh 超過 300kWh まで		25.86 円
	300kWh 超過分		28.81 円

(2) 中部パワープラン[低圧電力] （税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW	1277.71 円
電力量料金	夏季	1kWh	17.39 円
	その他季		15.84 円

(3) 中部パワープラン[オール電化] （税込）

区分		単位	料金単価
基本料金	契約容量 10kVA まで	1 契約	2820.23 円
	10kVA 以上 1kVA につき	1kVA(kW)・月額	415.20 円
電力量料金	デイタイム	1kWh	37.90 円
	ホームタイム		28.01 円
	ナイトタイム		16.16 円

【関西電力エリア】

(1) 大阪電力ファミリーA （税込）

区分		単位	料金単価（春秋季）	料金単価（その他季）
最低料金（最初の 15kWh まで）		1 契約・月額	676.01 円	676.01 円
電力量料金	15kWh 超過 120kWh まで	1kWh	21.39 円	21.39 円
	120kWh 超過 200kWh まで		27.94 円	27.94 円
	200kWh 超過 300kWh まで		22.60 円	23.90 円
	300kWh 超過分		25.65 円	27.05 円

(2) 大阪電力ビジネスＢ　（税込）

区分		単位	料金単価（春秋季）	料金単価（その他季）
基本料金		1kVA	427.95 円	427.95 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	17.21 円	17.21 円
	120kWh 超過 300kWh まで		21.13 円	21.13 円
	300kWh 超過分		24.14 円	24.14 円

(3) 大阪電力ビジネス動力　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW	1071.79 円
電力量料金	春秋季	1kWh	13.61 円
	その他季		15.10 円

(4) 大阪電力プラン[オール電化]　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金	１契約につき最初の 10 キロワットまで	１契約	2732.84 円
	上記をこえる１キロワットにつき	1kW	447.75 円
電力量料金	デイタイム夏季	1kWh	28.22 円
	デイタイム冬季		28.22 円
	デイタイムその他季		25.72 円
	リビングタイム		22.45 円
	ナイトタイム		15.07 円

(5) CO2 ゼロプラン（実質再生可能エネルギー100%）

大阪電力プランの全てが対象で、CO2 フリーオプションとして、ご契約の該当プラン電力量料金単価に 2.00 円（税込）を加算した単価となります。

【中国電力エリア】

(1) 瀬戸内電力シンプルプラン[A]　（税込）

区分		単位	料金単価
最低料金（最初の 15kWh まで）		1kVA	983.37 円
電力量料金	15kWh 超過 120kWh まで	1kWh	33.32 円
	120kWh 超過 300kWh まで		40.00 円
	300kWh 超過分		38.80 円

（2）瀬戸内電力シンプルプラン[B]　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		1kVA	476.18 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	30.63 円
	120kWh 超過 300kWh まで		36.72 円
	300kWh 超過分		36.69 円

（3）瀬戸内電力シンプルプラン[低圧電力]　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		1kVA	1193.15 円
電力量料金	夏季	1kWh	27.20 円
	その他季		25.91 円

（4）カーボンフリープラン（実質再生可能エネルギー100%）

瀬戸内電力プランの全てが対象で、CO2 フリーオプションとして、ご契約の該当プラン電力量料金単価に 3.00 円（税込）を加算した単価となります。

【四国電力エリア】

(1)シンプルプラン A　（税込）

区分		単位	料金単価
最低料金（最初の 11kWh まで）		1 契約	953.13 円
電力量料金	11kWh 超過 120kWh まで	1kWh	31.42 円
	120kWh 超過 300kWh まで		38.04 円
	300kWh 超過分		38.57 円

(2)シンプルプラン B　　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		1kVA	444.88 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	28.02 円
	120kWh 超過 300kWh まで		33.55 円
	300kWh 超過分		35.04 円

(3)シンプルプラン低圧電力　　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW	1219.19 円
電力量料金	夏季	1kWh	26.51 円
	その他季		25.07 円

(4)BizMINT[A]プラン　　（税込）

区分		単位	料金単価
最低料金（最初の 11kWh まで）		1 契約	953.13 円
電力量料金	11kWh 超過 120kWh まで	1kWh	31.42 円
	120kWh 超過 300kWh まで		38.04 円
	300kWh 超過分		39.35 円

(5)オール電化 F　　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金	1 契約につき最初の 10 キロワットまで	1 契約	1852.75 円
	上記をこえる 1 キロワットにつき	1kW	624.46 円
電力量料金	平日昼間	1kWh	40.90 円
	夜間・休日		30.99 円

(6)オール電化 M　　（税込）

区分	単位	料金単価

基本料金	1契約につき最初の10キロワットまで	1契約	1785.76円
	上記をこえる1キロワットにつき	1kW	492.45円
電力量料金	平日昼間	1kWh	42.82円
	夜間・休日		29.42円

(7) CO2フリープラン(実質再生可能エネルギー100%)

四国エリアプランの全てが対象で、CO2フリーオプションとして、ご契約の該当プラン電力量料金単価に4.00円(税込)を加算した単価となります。

【九州電力エリア】

(1) 九州パワープラン[B] (税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	契約電流	30A	1325.07円
		40A	1766.76円
		50A	2208.45円
		60A	2650.14円
電力量料金	120kWhまで	1kWh	18.29円
	120kWh超過200kWhまで		23.89円
	200kWh超過300kWhまで		22.74円
	300kWh超過分		22.71円

(2) 九州パワープラン[C] (税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kVA	411.99円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	17.41円
	120kWh超過300kWhまで		22.74円
	300kWh超過分		23.75円

(3) 九州パワープラン[低圧電力] (税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW	1063.72 円
電力量料金	夏季	1kWh	17.29 円
	その他季		15.61 円

第 2 表　事務手数料

(1) 適用　お客さまが電気料金(月額)および電気ご使用量の明細の郵送によるお知らせを希望した場合、(2)に規定する事務手数料を要します。

(2) 事務手数料　165 円(税込)

第 3 表　電源調達調整費の適用

各契約種別における料金につき、燃料費調整額と仕入調整費の加減からなる電源調達調整費の加減を適用するものとし、それぞれ次の「第 4 表　燃料費調整額」および「第 5 表　仕入調整費」の定めに従うものとします。

電気料金の内訳について

電気料金内訳
基本料金(最低料金)
電力量料金
電源調達調整費(燃料費調整額)
電源調達調整費(仕入調整費)
再生可能エネルギー発電促進賦課金

※電源調達調整費＝燃料費調整額＋仕入調整費

第 4 表　燃料費調整額

以下のプランのお客様

東北パワープラン[B]/東北パワープラン[C]/東北パワープラン[低圧電力]/関東電力プラン[B]/関東電力プラン[C]/関東電力プラン[低圧電力]/関東電力プラン[オール電化]/関東電力プラン[B]F/中部パワープラン[B] /中部パワープラン[低圧電力]/中部パワープラン[オール電化] /中部パワープラン[B]F / /大阪電力ファミリーA/大阪電力ビジネス B/大阪電力ビジネス動力/大阪電力プラン[オール電化]/大阪電力プラン[A]/大阪電力プラン[B]/大阪電力プラン[低圧電力]/大阪電力ファミリーAF/大阪電力プラン A(S)/大阪電力プラン B(S)/大阪電力プラン低圧電力(S)/瀬戸内電力プラン[A]/瀬戸内電力プラン[B]/瀬戸内電力プラン[低圧電力]ファミリーA/ビジネス B/

ビジネス[動力]/オール電化 F/オール電化 M/お家でんき A/仕事でんき B/低圧電力/ファミリーAF/お家でんき A(S)/仕事でんき B(S)/低圧電力(S)/九州パワープラン[B]/九州パワープラン[C]/九州パワープラン[低圧電力]/とくもりプラン[B]/とくもりプラン[B]フラット/あつもりプラン[低圧電力]/おうえんデンキファミリー[A]/蓄電池プラン[B]/動力セット[A]プラン/動力セット[動力]プラン/ビジでん北海道バリュープラン[B]/ビジでん北海道バリュープラン[C]/ビジでん北海道バリュープラン[低圧電力]/ビジでん東北バリュープラン[B]/ビジでん東北バリュープラン[C]/ビジでん東北プラン[低圧電力]/ビジでん関東バリュープラン[B]/ビジでん関東バリュープラン[C]/ビジでん関東プラン[低圧電力]/ビジでん中部バリュープラン[B]/ビジでん中部バリュープラン[C]/ビジでん中部プラン[低圧電力]/ビジでん関西バリュープラン[A]/ビジでん関西バリュープラン[B]/ビジでん関西プラン[低圧電力]/ビジでん中国バリュープラン[A]/ビジでん中国バリュープラン[B]/ビジでん中国プラン[低圧電力]/ビジでん四国バリュープラン[A]/ビジでん四国バリュープラン[B]/ビジでん四国プラン[低圧電力]/ビジでん九州バリュープラン[B]/ビジでん九州バリュープラン[C]/ビジでん九州プラン[低圧電力]

燃料費調整額の算定方法は以下のとおりとします。

燃料費調整額＝(1)で算出された燃料費調整単価× (2)で算出された j 係数

以下のプランのお客様
シンプルプラン A/シンプルプラン B/シンプルプラン低圧電力/ BizMINT[A]プラン/瀬戸内電力シンプルプラン[A]/瀬戸内電力シンプルプラン[B]/瀬戸内電力シンプルプラン[低圧電力]
燃料費調整額の算定方法は以下のとおりとします。

燃料費調整額＝(1)で算出された燃料費調整単価

(1) 燃料費調整単価

【東北電力ネットワークエリア】東北電力株式会社が公表する低圧電気標準約款(2023 年 6 月 1 日実施)。同約款が後日改正された場合には改正後のものによることとする。改正により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

イ 燃料費調整額の算定

(イ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0259

β＝0.2563

γ＝0.8915

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

（ロ） 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

燃料費調整単価＝（平均燃料価格 － 83,500） × ロの基準単価 ÷ 1,000

（ハ） 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月 31 日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月 30 日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月 31 日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月 30 日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月 31 日までの期間	その年の9月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間

毎年7月1日から9月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11 月 30 日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月1日から 12 月 31 日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月1日から翌年の1月 31 日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月1日から翌年の2月 28 日までの期間（翌年がうるう年となる場合は翌年の2月 29 日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

（ニ） 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(ロ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき 19 銭 7 厘

ハ 離島ユニバーサルサービス調整

(イ)離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α＝1.0000

β＝0.0000

γ＝0.0000

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

（ロ） 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

（離島平均燃料価格 － 79,300） × ニの離島基準単価 ÷ 1,000

（ハ） 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月 31 日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月 30 日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月 31 日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月 30 日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月 31 日までの期間	その年の9月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11 月 30 日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間

毎年 10 月1日から 12 月 31 日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月1日から翌年の1月 31 日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月1日から翌年の2月 28 日までの期間（翌年がうるう年となる場合は翌年の2月 29 日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

（ニ） 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 月の使用電力量に(ロ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

ニ 離島基準単価

離島基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき 1 厘

【東京電力パワーグリッドエリア】東京電力エナジーパートナー株式会社が公表する電気需給約款[低圧]（令和 5 年 6 月 1 日実施）。同約款が後日改正された場合には改正後のものによることとする。改正により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

イ 燃料費調整額の算定

（イ） 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0048

β＝0.3827

γ＝0.6584

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

（ロ） 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

燃料費調整単価＝（平均燃料価格 － 86,100） × ロの基準単価 ÷ 1,000

（ハ） 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月 31 日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月 30 日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月 31 日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月 30 日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月 31 日までの期間	その年の9月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11 月 30 日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月1日から 12 月 31 日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月1日から翌年の1月 31 日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間

毎年 12 月1日から翌年の2月 28 日までの期間（翌年がうるう年となる場合は翌年の2月 29 日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

（ニ） 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(ロ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき 18 銭 3 厘

【中部電力パワーグリッドエリア】中部電力ミライズ株式会社が公表する低圧個別要綱（2023 年 4 月 1 日実施）。同要綱が後日改正された場合には改正後のものによることとする。改正により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

イ 燃料費調整額の算定

（イ） 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0275

β＝0.4792

γ＝0.4275

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

（ロ） 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

燃料費調整単価＝（平均燃料価格 － 45,900） × ロの基準単価 ÷ 1,000

（ハ） 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月 31 日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月 30 日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月 31 日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月 30 日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月 31 日までの期間	その年の9月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11 月 30 日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月1日から 12 月 31 日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月1日から翌年の1月 31 日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月1日から翌年の2月 28 日までの期間（翌年がうるう年となる場合は翌年の2月 29 日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

（ニ） 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(ロ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき 23 銭 3 厘

【北陸電力送配電エリア】北陸電力株式会社が公表する低圧特別約款（基本契約要綱）（2023 年 4 月 1 日実施）。同約款が後日改正された場合には改正後のものによることとする。改正により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

イ 燃料費調整額の算定

（イ） 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0415

β＝0.0745

γ＝1.2499

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

（ロ） 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

燃料費調整単価＝（平均燃料価格 － 79,800） × ロの基準単価 ÷ 1,000

（ハ） 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間

毎年1月1日から3月 31 日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月 30 日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月 31 日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月 30 日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月 31 日までの期間	その年の9月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11 月 30 日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月1日から 12 月 31 日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月1日から翌年の1月 31 日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月1日から翌年の2月 28 日までの期間（翌年がうるう年となる場合は翌年の2月 29 日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

（ニ） 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(ロ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき 16 銭 5 厘

【関西電力送配電エリア】関西電力株式会社が公表する電気供給条件（低圧）（2023 年 4 月 1 日実施）。同条件が後日改正された場合には改正後のものによることとする。改正により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

イ 燃料費調整額の算定

（イ） 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0140

β＝0.3483

γ＝0.7227

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

（ロ） 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

燃料費調整単価＝（平均燃料価格 － 27,100） × ロの基準単価 ÷ 1,000

（ハ） 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月 31 日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月 30 日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月 31 日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月 30 日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間

毎年5月1日から7月 31 日までの期間	その年の9月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11 月 30 日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月1日から 12 月 31 日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月1日から翌年の1月 31 日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月1日から翌年の2月 28 日までの期間（翌年がうるう年となる場合は翌年の2月 29 日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

（ニ） 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(ロ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき 16 銭 5 厘

【中国電力ネットワークエリア】

中国電力株式会社が公表する電気特定小売供給約款（2023 年 6 月 1 日実施）。同約款が後日改正された場合には改正後のものによることとする。改正により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

イ 燃料費調整額の算定

（イ） 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格
Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格
α＝0.0406
β＝0.0992
γ＝1.1994

なお、各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（ロ） 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし、平均燃料価格の上限は 120,500 円といたします。

燃料費調整単価＝（平均燃料価格 － 80,300） × ロの基準単価 ÷ 1,000

（ハ） 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月 31 日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月 30 日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月 31 日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月 30 日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月 31 日までの期間	その年の9月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間

毎年9月1日から 11 月 30 日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月1日から 12 月 31 日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月1日から翌年の1月 31 日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月1日から翌年の2月 28 日までの期間（翌年がうるう年となる場合は翌年の2月 29 日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

（ニ） 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(ロ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき 21 銭 2 厘

ハ 離島ユニバーサルサービス調整

(イ)離島ユニバーサルサービス調整額の算定

（1） 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各離島平均燃料価格算定期間に おける1キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間に おける1トン当たりの平均石炭価格

α＝1.0000

β＝0.0000

γ＝0.0000

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

（ロ） 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

1キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,300 円とします。ただし、平均燃料価格の上限は 119,000 円といたします。

燃料費調整単価＝（79,300−平均燃料単価）×ニの基準単価÷1,000

（ハ） 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月 31 日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月 30 日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月 31 日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月 30 日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月 31 日までの期間	その年の9月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11 月 30 日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月1日から 12 月 31 日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月1日から翌年の1月 31 日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間

毎年 12 月1日から翌年の2月 28 日までの期間（翌年がうるう年となる場合は翌年の2月 29 日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

（ニ） 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に(ロ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、料金表に より最低料金が適用される契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

ニ 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ 料金表により最低料金が適用される契約種別の場合

離島基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金：1契約につき最初の 15 キロワット時まで 1 銭 7 厘

電力量料金：上記をこえる1キロワット時につき 1 厘

ロ イ以外の場合

離島基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき 1 厘

【四国電力送配電エリア】

四国電力株式会社が公表する特定小売供給約款（2023 年 6 月 1 日実施）。同条件が後日改正された場合には改正後のものによることとする。改正により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

イ 燃料費調整額の算定

（イ） 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α＝ 0.0875

$\beta =$ 0.0770

$\gamma =$ 1.1770

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

（ロ） 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、平均燃料価格の上限は 120,000 円とします。

燃料費調整単価＝（平均燃料価格 － 80,000） × ロの基準単価 ÷ 1,000

（ハ） 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月 31 日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月 30 日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月 31 日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月 30 日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月 31 日までの期間	その年の9月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11 月 30 日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間

毎年 10 月1日から 12 月 31 日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月1日から翌年の1月 31 日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月1日から翌年の2月 28 日までの期間(翌年がうるう年となる場合は翌年の2月 29 日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ニ) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(ロ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき 15 銭 4 厘

【九州電力送配電エリア】九州電力株式会社が公表する電気供給条件[低圧](令和 5 年 4 月 1 日実施)。同条件が後日改正された場合には改正後のものによることとする。改正により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

イ 燃料費調整額の算定

(イ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0053

β＝0.1861

γ＝1.0757

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

燃料費調整単価＝（平均燃料価格 － 27,400） × ロの基準単価 ÷ 1,000

（ハ） 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月 31 日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月 30 日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月 31 日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月 30 日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月 31 日までの期間	その年の9月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11 月 30 日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月1日から 12 月 31 日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月1日から翌年の1月 31 日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間

毎年 12 月1日から翌年の2月 28 日までの期間(翌年がうるう年となる場合は翌年の2月 29 日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ニ) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(ロ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき 13 銭 6 厘

ハ 離島ユニバーサルサービス調整

(イ)離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α＝1.0000

β＝0.0000

γ＝0.0000

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

(離島平均燃料価格 － 52,500) × ニの離島基準単価 ÷ 1,000

(ハ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月 31 日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月 30 日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月 31 日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月 30 日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月 31 日までの期間	その年の9月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11 月 30 日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月1日から 12 月 31 日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月1日から翌年の1月 31 日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月1日から翌年の2月 28 日までの期間（翌年がうるう年となる場合は翌年の2月 29 日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

（ニ） 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 月の使用電力量に(ロ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

ニ 離島基準単価

離島基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき 3 厘

(2) j 係数の算出基準

j 係数は、一般社団法人日本卸電力取引所（以下、「JEPX」という。）のスポット市場取引における、毎月 1 日からその月の末日までの期間で 0 時から 24 時の時間帯における各地域のエリアプライス平均値（以下、「調達単価」という。）に応じて、以下に定めるj 係数の還元または追加請求をおこなうものとします。

イ 還元

燃料費調整単価がマイナス時（還元）、j 係数は以下の係数とします。

還元値(マイナス単価)	
JEPX24 時間平均単価(当該月)	j 係数
7.50 円/kWh 以上～	0.00
7.00 円/kWh 以上～7.50 円/kWh 未満	0.10
6.50 円/kWh 以上～7.00 円/kWh 未満	0.20
6.00 円/kWh 以上～6.50 円/kWh 未満	0.30
5.50 円/kWh 以上～6.00 円/kWh 未満	0.40
5.00 円/kWh 以上～5.50 円/kWh 未満	0.50
4.50 円/kWh 以上～5.00 円/kWh 未満	0.60
4.00 円/kWh 以上～4.50 円/kWh 未満	0.70
3.50 円/kWh 以上～4.00 円/kWh 未満	0.80
3.00 円/kWh 以上～3.50 円/kWh 未満	0.90
0.00 円/kWh 以上～3.00 円/kWh 未満	1.00

ロ 請求

燃料費調整単価がプラス時（請求）、j 係数は以下の係数とします。

請求値(プラス単価)	
JEPX24 時間平均単価(当該月)	j 係数
7.50 円/kWh 以上～	1.00
7.00 円/kWh 以上～7.50 円/kWh 未満	0.90
6.50 円/kWh 以上～7.00 円/kWh 未満	0.80
6.00 円/kWh 以上～6.50 円/kWh 未満	0.70
5.50 円/kWh 以上～6.00 円/kWh 未満	0.60
5.00 円/kWh 以上～5.50 円/kWh 未満	0.50
4.50 円/kWh 以上～5.00 円/kWh 未満	0.40
4.00 円/kWh 以上～4.50 円/kWh 未満	0.30
3.50 円/kWh 以上～4.00 円/kWh 未満	0.20
3.00 円/kWh 以上～3.50 円/kWh 未満	0.10

0.00 円/kWh 以上～3.00 円/kWh 未満	0.00

ハ j 係数における JEPX24 時間平均単価の算定月

お客さまの検針日の属する月（以下「N」という。）を基準とし、N-2 月の JEPX24 時間平均単価によって算定します。

ニ j 係数の基準値の改定

毎年 4 月 1 日、10 月 1 日の年 2 回、j 係数の基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものとします。

第 5 表 仕入調整費

各契約種別における料金につき、第 4 表(2)で算出された調達単価に応じて、以下に定める仕入調整費の還元または追加請求を行うものとします。

(1) 適用プラン

東北パワープラン[B]/東北パワープラン[C]/東北パワープラン[低圧電力]/関東電力プラン[B]/関東電力プラン[C]/関東電力プラン[低圧電力]/関東電力プラン[オール電化]/関東電力プラン[B]F/中部パワープラン[B] /中部パワープラン[低圧電力]/中部パワープラン[オール電化] /中部パワープラン[B]F / /大阪電力ファミリーA/大阪電力ビジネス B/大阪電力ビジネス動力/大阪電力プラン[オール電化]/大阪電力プラン[A]/大阪電力プラン[B]/大阪電力プラン[低圧電力]/大阪電力ファミリーAF/大阪電力プラン A（S）/大阪電力プラン B（S）/大阪電力プラン低圧電力（S）/瀬戸内電力プラン[A]/瀬戸内電力プラン[B]/瀬戸内電力プラン[低圧電力]ファミリーA/ビジネス B/ビジネス［動力］/オール電化 F/オール電化 M/お家でんき A/仕事でんき B/低圧電力/ファミリーAF/お家でんき A（S）/仕事でんき B（S）/低圧電力（S）/九州パワープラン[B]/九州パワープラン[C]/九州パワープラン[低圧電力]/とくもりプラン［B］/とくもりプラン［B］フラット/あつもりプラン［低圧電力］/おうえんデンキファミリー［A］/蓄電池プラン［B］/動力セット［A］プラン/動力セット［動力］プラン/ビジでん北海道バリュープラン［B］/ビジでん北海道バリュープラン［C］/ビジでん北海道バリュープラン［低圧電力］/ビジでん東北バリュープラン［B］/ビジでん東北バリュープラン［C］/ビジでん東北プラン［低圧電力］/ビジでん関東バリュープラン［B］/ビジでん関東バリュープラン［C］/ビジでん関東プラン［低圧電力］/ビジでん中部バリュープラン［B］/ビジでん中部バリュープラン［C］/ビジでん中部プラン［低圧電力］/ビジでん関西バリュープラン［A］/ビジでん関西バリュープラン［B］/ビジでん関西プラン［低圧電力］/ビジでん中国バリュープラン［A］/ビジでん中国バリュープラン［B］/ビジでん中国プラン［低圧電力］/ビジでん四国バリュープラン［A］/ビジでん四国バリュープラン［B］/ビジでん四国プラン［低圧電力］/ビジでん九州バリュープラン［B］/ビジでん九州バリュープラン［C］/ビジでん九州プラン［低圧電力］

(2) 還元基準値および追加請求基準値の設定

イ 独自係数 α

当社が負担する容量市場拠出金を基に算定します。

ロ 還元基準値

当月調達単価が 5 円 00 銭を下回った場合、各契約種別における料金から、(2)に定める仕入調整費（還元）を差し引き、独自係数 α×使用電力量(kWh)を加えるものとします。

ハ 追加請求基準値

当月調達単価が 15 円 00 銭を上回った場合、各契約種別における料金に、(2)に定める仕入調整費（追加請求）と独自係数α×使用電力量（kWh)を加えるものとします。

二 当月調達単価が 5 円 00 銭以上、15 円 00 銭以下の場合、各契約種別における料金に、独自係数α×使用電力量（kWh)を加えるものとします。

ホ 還元基準値、追加請求基準値および当社独自係数αの改定

毎年 4 月 1 日、10 月 1 日の年 2 回、還元基準値、追加請求基準値および当社独自係数αの見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものとします。

(3) 仕入調整費の算定

以下の算式により算定された金額とします。なお、仕入調整費の端数は、小数点以下第 3 位で四捨五入します。

仕入調整費の還元

（還元基準値 － 調達単価）× 使用電力量(kWh) × 100%

仕入調整費の追加請求

（調達単価 － 追加請求基準値）× 使用電力量(kWh) × 100%

(4) 仕入調整費の適用

仕入調整費は、2022 年 5 月検針分から適用とします。

第 6 表 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 32 条第 2 項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」に準じた期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単価は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

第 7 表 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

(1)過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。

イ 前月または前年同月の月間使用電力量による場合

前月または前年同月の月間使用電力量／前月または前年同月の料金の算定期間の日数×協定対象期間の日数

ロ 前 3 月間の月間使用電力量による場合

前 3 月間の月間使用電力量／前 3 月間の料金の算定期間の日数×協定期間の日数

(2)使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3)取替後の計量器によって計量された期間の日数が 10 日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

取替後の計量器によって計量された使用電力量／取替後の計量器によって計量された期間の日数×協定対象期間の日数

(4)参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

(5)公差をこえる誤差により修正する場合

計量電力量／{100 パーセント＋（±誤差率）}

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

第 8 表 日割り計算の基本算定

(1)日割り計算の基本算定は、次のとおりとします。

イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合

1 月の該当料金×日割計算対象日数／検針期間の日数

ロ 電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

① 東北パワープラン[B]／関東電力プラン[B]／中部パワープラン[B]／関東電力プラン[B]F／中部パワープラン[B]F／ビジでん北海道バリュープラン［B］／ビジでん東北バリュープラン［B］／ビジでん関東バリュープラン［B］／ビジでん中部バリュープラン［B］ビジでん九州バリュープラン［B］

第 1 段階料金適用電力量＝120 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第 2 段階料金適用電力量＝180 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

② 九州パワープラン[B]

第 1 段階料金適用電力量＝120 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第 2 段階料金適用電力量＝80 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 200 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第 3 段階料金適用電力量＝100 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第 3 段階料金適用電力量とは、200 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

③ 東北パワープラン[C]／関東電力プラン[C]／九州パワープラン[C]／ビジでん北海道バリュープラン［C］／ビジでん東北バリュープラン［C］／ビジでん関

東バリュープラン[C]／ビジでん中部バリュープラン[C]/ビジでん九州バリュープラン[C]

第 1 段階料金適用電力量＝120 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第 2 段階料金適用電力量＝180 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

④ 大阪電力ファミリーA／瀬戸内電力プラン[A]／大阪電力プラン[A]/

最低料金適用電力量＝15 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

第 1 段階料金適用電力量＝105 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第 2 段階料金適用電力量＝80 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 200 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第 3 段階料金適用電力量＝100 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第 3 段階料金適用電力量とは、200 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

⑤ 瀬戸内電力シンプルプラン[A]/大阪電力ファミリーAF／ビジでん関西バリュープラン[A]／ビジでん中国バリュープラン[A]

最低料金適用電力量＝15 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

第 1 段階料金適用電力量＝105 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第 2 段階料金適用電力量＝80 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数
なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

⑥ 大阪電力ビジネス B／瀬戸内電力プラン[B]／ビジネス B／大阪電力プラン[B]／大阪電力プラン B(S)/大阪電力ビジネス B/仕事でんき B／仕事でんき B(S)／瀬戸内電力シンプルプラン B/シンプルプラン B／とくもりプラン[B]／とくもりプラン[B]フラット／蓄電池プラン[B]／ビジでん関西バリュープラン[B]／ビジでん中国バリュープラン[B]／ビジでん四国バリュープラン[B]

第 1 段階料金適用電力量＝120 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数
なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。
第 2 段階料金適用電力量＝180 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数
なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます

⑦ ファミリーA／お家でんき A／お家でんき A(S)／おうえんデンキファミリー[A]

最低料金適用電力量＝11 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数
なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。
第 1 段階料金適用電力量＝109 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数
なお、第 1 段階料金適用電力量とは、11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。
第 2 段階料金適用電力量＝80 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数
なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 200 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。
第 3 段階料金適用電力量＝100 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数
なお、第 3 段階料金適用電力量とは、200 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

⑧ シンプルプラン A/ BizMINT[A]プラン／ファミリーAF／動力セット[A]プラン／ビジでん四国バリュープラン[A]

最低料金適用電力量＝11 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

第 1 段階料金適用電力量＝109 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第 2 段階料金適用電力量＝80 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

①電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

②契約種別、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率により按分して得た値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

①電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

②契約種別、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により

区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

第 9 表 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

(1) 東北パワープラン[B]／関東電力プラン[B]／中部パワープラン[B]／九州パワープラン[B]／関東電力プラン[B]F／／中部パワープラン[B]F/ ビジでん北海道バリュープラン[B]/ビジでん東北バリュープラン[B]/ビジでん関東バリュープラン[B]/ビジでん中部バリュープラン[B]/ビジでん九州バリュープラン[B]

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

① 契約電流が 30 アンペア以上であり 60 アンペア以下であるものに適用します。

② 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

① 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、当社が指定する販売窓口等の契約要件を満たさない場合は、お申込みを受け付けないことがあります。最大需要容量が 60 アンペア未満であることの決定は、お客さまが契約直前の小売電気事業者との契約内容を証明する書面の提示または、電気工事店等による最大需要容量の調査結果を示す書面の提示によって行うものといたします。

② 当社は、一般送配電事業者によって契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電

流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(2) 東北パワープラン[C]／関東電力プラン[C]／九州パワープラン[C]/ ビジでん北海道バリュープラン[C]/ビジでん東北バリュープラン[C]/ビジでん関東バリュープラン[C]/ビジでん中部バリュープラン[C]/ビジでん九州バリュープラン[C]

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

①契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

②1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量の値は、当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定し契約容量に準じるものとする。ただし、前小売電気事業者が契約容量を定めていない場合には、お客さまが電気工事店等に依頼することで得られる契約負荷設備の総容量の調査結果を示す書面の提示によって契約容量を定めることができるものといたします。

(3) 大阪電力ファミリーA／瀬戸内電力プラン[A]／ファミリーA／大阪電力プラン[A]／大阪電力ファミリーAF／お家でんき A／ファミリーAF／瀬戸内電力シンプルプラン A/シンプルプラン A／BizMINT[A]プラン／お家でんき A（S）／おうえんデンキファミリー[A]／動力セット[A]プラン/ビジでん関西バリュープラン[A]/ビジでん中国バリュープラン[A]/ビジでん四国バリュープラン[A]

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

①使用する最大容量（以下、「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。

②1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、お客さまが契約直前の小売電気事業者との契約内容を証明する書面の提示または、電気工事店等による最大需要容量の調査結果を示す書面の提示によって行うものといたします。

ただし、お客さまの電気使用量等データを考慮の上、当社が書面の提示を省略することがあります。

(4) 大阪電力ビジネス B／瀬戸内電力プラン[B]／ビジネス B／大阪電力プラン[B]／大阪電力プラン[B]S／仕事でんき B／瀬戸内電力シンプルプラン B/シンプルプラン B／仕事でんき B（S）／とくもりプラン[B]／とくもりプラン[B]フラット／蓄電池プラン[B]/ビジでん関西バリュープラン[B]/ビジでん中国バリュープラン[B]/ビジでん四国バリュープラン[B]

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

①契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

②1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧について

は、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量の値は、当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定し契約容量に準じるものとする。ただし、前小売電気事業者が契約容量を定めていない場合には、お客さまが電気工事店等に依頼することで得られる契約負荷設備の総容量の調査結果を示す書面の提示によって契約容量を定めることができるものといたします。

(5) 低圧電力

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

① 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

② 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

③ 負荷率（電気料金算定期間内の電気使用量÷電気料金算定期間の日数÷契約電力×100）が以下であること。

【北海道電力エリア】 13 パーセント未満
【東北電力エリア】 13 パーセント未満
【東京電力エリア】 13 パーセント未満
【中部電力エリア】 13 パーセント未満
【北陸電力エリア】 13 パーセント未満
【関西電力エリア】 20 パーセント未満
【中国電力エリア】 20 パーセント未満
【四国電力エリア】 20 パーセント未満
【九州電力エリア】 17.5 パーセント未満

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

契約容量の値は、当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定した契約電力に準じるものとする。ただし、前小売電気事業者が契約電力を

定めていない場合には、お客さまが電気工事店等に依頼することで得られる契約負荷設備の総容量の調査結果を示す書面の提示によって契約電力を定めることができるものといたします。

(7) オール電化

イ 適用範囲

本約款別表 10(1)または(2) または(3) または(4)に該当し、ニ（時間帯区分）に定める平日昼間時間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要（負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。）で、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

なお、別表 10(1)または(2) または(3) または(4)に該当し、お客さまが新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は、別表 10(1) または(3)における使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）または(2) または(4)における契約容量は、契約設備電力の算定によって算定された契約設備電力といたします。

（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）

オール電化 F については、マンションまたはアパート等で独立した1建物内の総戸数が 3 戸以上の集合住宅における需要を除きます。

(1)ニ（季節・時間帯区分）に定める平日昼間時間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要（負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。）であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。

ハ 契約電力

(1)各月の契約電力は、次の場合を除き、現在の契約電力を引き継ぐものといたします。

a 新たに電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに低圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この料金条件により新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には、この料金条件による電気の

供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この料金条件によって受けた電気の供給とみなします。

b 契約負荷設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間は、その期間の最大需要電力の値といたします。

c 契約負荷設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備の内容、電気のご使用状況等にもとづいて、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降 12 月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

(2)(1)により算定された値が 0.5 キロワット以下となる場合の契約電力は、0.5 キロワットといたします。

二 季節・時間帯区分

季節および時間帯区分は、次のとおりといたします。

【東北電力ネットワークエリア】

(1) 昼間時間：午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

(2) 夜間時間：昼間時間以外の時間をいいます。

【東京電力パワーグリッドエリア】

(1) 昼間時間：午前 6 時から翌午前 1 時までの時間をいいます。

(2) 夜間時間：昼間時間以外の時間をいいます。

【中部電力パワーグリッドエリア】

(1)オール電化スタンダードプラン

a デイタイム：平日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。

b ホームタイム：平日午前 8 時から午前 10 時、平日午後 5 時から午後 10 時、

土日祝日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。
c ナイトタイム：毎日午後 10 時から翌午前 8 時までの時間をいいます。
(2)オール電化モーニングプラン
a デイタイム：平日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。
b ホームタイム：平日午前 9 時から午前 10 時、平日午後 5 時から午後 11 時、土日祝日午前 9 時から午後 11 時までの時間をいいます。
c ナイトタイム：毎日午後 11 時から翌午前 9 時までの時間をいいます。
(3)オール電化イブニングプラン
a デイタイム：平日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。
b ホームタイム：平日午前 7 時から午前 10 時、平日午後 5 時から午後 9 時、土日祝日午前 9 時から午後 11 時までの時間をいいます。
c ナイトタイム：毎日午後 9 時から翌午前 7 時までの時間をいいます。
【関西電力送配電エリア】
(1)季節区分は、次のとおりといたします。
a 夏季：毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。
b 冬季：毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間をいいます。
c その他季：毎年 3 月 1 日から 6 月 30 日および 10 月 1 日から 11 月 30 日までの期間をいいます。
(2)時間帯区分は、次のとおりといたします。
a 昼間時間（デイタイム）：毎日午前 10 時から午後5時までの時間をいいます。ただし、休日扱い日に定める日の該当する時間を除きます。
b 生活時間（リビングタイム）：休日扱い日に定める日以外の毎日午前7時から午前 10 時までおよび午後5時から午後 11 時までの時間ならびに休日扱い日に定める日の午前7時から午後 11 時までの時間をいいます。
c 夜間時間（ナイトタイム）：毎日午前0時から午前7時までおよび午後 11 時から翌日の午前0時までの時間をいいます。
(3)休日扱い日とは、次の日をいいます。
土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、
1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日
【中国電力ネットワークエリア】
(1)デイタイム夏季：7 月 1 日から 9 月 30 日までの平日午前 9 時から午後 9 時までの時間をいいます。ただし、休日に定める日の該当する時間を除きます。
(2)デイタイム他季：10 月 1 日から翌 6 月 30 日までの平日午前 9 時から午後 9 時までの時間をいいます。ただし、休日に定める日の該当する時間を除きます。
(3)ナイトタイム：平日午後 9 時から翌午前 9 時までの時間をいいます。ただし、休日に定める日の該当する時間を除きます。

(4)ホリデータイム：土曜、日曜、祝日および 1 月 2 日、1 月 3 日、1 月 4 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日のすべての時間をいいます。

【四国電力送配電エリア】

(1)平日昼間時間毎日午前9時から午後 11 時までの時間をいいます。ただし、休日に定める日の該当する時間を除きます。

(2)夜間・休日時間平日昼間時間以外の時間をいいます。

(3) 休日扱い日とは、次の日をいいます。

土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、

1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日

【九州電力送配電エリア】

(1)九州パワーオール電化 21

a 平日昼間・夏冬：毎年 7 月から 9 月、12 月～翌年 2 月の平日午前 7 時から午後 9 時までの時間をいいます。

b 平日昼間・春秋：毎年 3 月から 6 月、10 月～11 月の平日午前 7 時から午後 9 時までの時間をいいます。

c 休日昼間・夏冬：毎年 7 月から 9 月、12 月～翌年 2 月の休日午前 7 時から午後 9 時までの時間をいいます。

d 休日昼間・春秋：毎年 3 月から 6 月、10 月～11 月の休日午前 7 時から午後 9 時までの時間をいいます。

e 夜間：毎日午後 9 時から翌日午前 7 時までの時間をいいます。

(2) 九州パワーオール電化 22

a 平日昼間・夏冬：毎年 7 月から 9 月、12 月～翌年 2 月の平日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

b 平日昼間・春秋：毎年 3 月から 6 月、10 月～11 月の平日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

c 休日昼間・夏冬：毎年 7 月から 9 月、12 月～翌年 2 月の休日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

d 休日昼間・春秋：毎年 3 月から 6 月、10 月～11 月の休日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

e 夜間：毎日午後 10 時から翌日午前 8 時までの時間をいいます。

(3) 九州パワーオール電化 23

a 平日昼間・夏冬：毎年 7 月から 9 月、12 月～翌年 2 月の平日午前 9 時から午後 11 時までの時間をいいます。

b 平日昼間・春秋：毎年 3 月から 6 月、10 月～11 月の平日午前 9 時から午後 11 時までの時間をいいます。

c 休日昼間・夏冬：毎年 7 月から 9 月、12 月～翌年 2 月の休日午前 9 時から午後 11 時までの時間をいいます。

d 休日昼間・春秋：毎年 3 月から 6 月、10 月～11 月の休日午前 9 時から午後 11 時までの時間をいいます。

e 夜間：毎日午後 11 時から翌日午前 9 時までの時間をいいます。

(4)休日扱い日とは、次の日をいいます。

土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、

1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日

ホ 使用電力量の計量

(1)使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、本約款 16（使用電力量の計量）に準ずるものといたします。

なお、記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、各時間帯ごとに、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、契約が消滅した場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。この場合、消滅日における 30 分ごとの使用電力量は、消滅日前日に使用したものとみなします。）において合計した値（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、料金の算定期間の各時間帯ごとの使用電力量を合計した値といたします。

(2)計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した値を合算してえた値といたします。

(7) CO2 フリープラン/カーボンゼロ/CO2 ゼロ

イ 適用範囲

(1)この CO2 フリープラン契約は、当社と低圧の需給契約（以下「需給契約」といいます。）を締結しているお客様が、当社が提供する電気を実質再生可能エネルギーから生じるCO2排出量ゼロの価値（以下「CO2フリー価値」といいます。）を用いてCO2排出量を調整したものとすることを希望し、当社がこれに応じて当該お客さまにCO2排出量を調整したメニュー（以下「CO2フリーメニュー」といいます。）を提供するときに適用される基本的な契約条項を規定したものであり、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。

(2)当社は、CO2排出量の調整にあたり、当社が、調達した非化石証書を活用するものといたします。なお、非化石証書とは、一般社団法人日本卸電力取引所の運営する非化石価値取引市場で取引される非化石証書といたします。

(3)この個別プランは、基本契約プラン（低圧）（以下「基本プラン」といいます。）および他の個別プランと一体のものとし、かつ、当社とお客さまとの間の需給契約の一内容をなすものとして適用いたします。なお、基本プランおよび他の個別プランが変更された場合は、変更後の基本プランおよび他の個別プランによります。

(4)この個別プランに定める事項について、基本プランまたは他の個別プランに異なる定めがある場合は、当該事項については、基本プランまたは他の個別プランによらず、この個別プランの規定を適用するものといたします。

ハ プランの成立および適用期間

(1)CO2フリープランの適用期間は、当該メニューの成立日直後の検針日（成立日からの期間が短い場合、さらに翌月の検針日とする場合があります。）から需給契約の消滅日までといたします。ただし、需給契約の契約期間が延長された場合、これに伴いCO2フリープランの適用期間も延長するものといたします。

(2) お客さまは、CO2フリープランの適用を廃止することを希望する場合は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。当社は、当該申し出に応じて、CO2フリーメニューの適用を終了いたします。ただし、原則として廃止日は検針日とし、当社とお客さまの協議のうえ決定いたします。

(3)尚、当社は電気の需給状況、電源調達環境等に応じて、CO2 フリーオプション料金単価を変更する場合があります。この場合には、変更の 3ヶ月前までに、当社は需要者に対し、変更後の料金単価および適用開始時期を当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

二 電源構成等

(1)当社は、この料金条件による電気の供給に先立ち、この料金条件により供給する電気が再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで、実質的に再生可能エネルギー100%の電気で構成されるよう調達計画を策定し、その電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を算定いたします。

(2)当社は、供給した電気の電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を算定いたします。

(3)当社は、(1)または(2)で算定した電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を、原則として当社所定のインターネットサイトに掲載するなどの電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。

なお、落札できず需要家に提供出来なかったときであっても、需要家に対し、供給済みの電力に係る料金の返還や損害賠償その他一切の責務を負わないものといたします。

第 10 表　契約受付終了プラン
下記のプランは契約受付を終了しており、現在ご加入いただけません。

【東京電力エリア】
(1) 関東電力プラン[B]F　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金	契約電流	15A	563.33 円
		20A	751.10 円
		30A	1126.65 円
		40A	1502.20 円
		50A	1877.75 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh	30.01 円
	120kWh 超過 300kWh まで		35.49 円
	300kWh 超過分		37.84 円

【中部電力エリア】
(1) 中部パワープラン[B]F　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金	契約電流	15A	592.77 円
		20A	790.36 円
		30A	1185.54 円
		40A	1580.72 円
		60A	2371.08 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh	21.41 円

	120kWh 超過 300kWh まで		25.89 円
	300kWh 超過分		25.99 円

【関西電力エリア】

(1) 大阪電力プラン[A]　　(税込)

区分		単位	料金単価
最低料金（最初の 15kWh まで）		1 契約	676.01 円
電力量料金	15kWh 超過 120kWh まで	1kWh	21.39 円
	120kWh 超過 200kWh まで		27.94 円
	200kWh 超過 300kWh まで		22.60 円
	300kWh 超過分		25.65 円

(2) 大阪電力プラン[B]　　(税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kVA	427.95 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	17.21 円
	120kWh 超過 300kWh まで		21.13 円
	300kWh 超過分		24.14 円

(3)大阪電力プラン[低圧電力]　　(税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW	1071.79 円
電力量料金	夏季	1kWh	15.10 円
	その他季		13.61 円

(4) 大阪電力ファミリーAF　　(税込)

区分		単位	料金単価
最低料金（最初の 15kWh まで）		1 契約	674.65 円
電力量料金	15kWh 超過 120kWh まで	1kWh	20.80 円
	120kWh 超過 300kWh まで		25.19 円

	300kWh 超過分		27.04 円

(5) 大阪電力プラン A(S)　　(税込)

区分		単位	料金単価
最低料金（最初の 15kWh まで）		1 契約	676.01 円
電力量料金	15kWh 超過 120kWh まで	1kWh	21.39 円
	120kWh 超過 200kWh まで		27.94 円
	200kWh 超過 300kWh まで		22.60 円
	300kWh 超過分		25.65 円

(6) 大阪電力プラン B(S)　　(税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kVA	427.95 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	17.21 円
	120kWh 超過 300kWh まで		21.13 円
	300kWh 超過分		24.14 円

(7)大阪電力プラン低圧電力(S)　　(税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW	1071.79 円
電力量料金	夏季	1kWh	15.10 円
	その他季		13.61 円

【中国電力エリア】

(1) 瀬戸内電力プラン[A]　　(税込)

区分		単位	料金単価
最低料金（最初の 15kWh まで）		1 契約	766.26 円
電力量料金	15kWh 超過 120kWh まで	1kWh	35.28 円
	120kWh 超過 200kWh まで		41.96 円

	200kWh 超過 300kWh まで		39.75 円
	300kWh 超過分		40.22 円

(2) 瀬戸内電力プラン[B] （税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		1kVA	419.41 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	30.77 円
	120kWh 超過 300kWh まで		36.26 円
	300kWh 超過分		37.94 円

(3) 瀬戸内電力プラン[低圧電力] （税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW	1156.45 円
電力量料金	夏季	1kWh	27.38 円
	その他季		26.09 円

【四国電力エリア】

(1)ファミリーA （税込）

区分		単位	料金単価（春秋季）	料金単価（その他季）
最低料金（最初の 11kWh まで）		1 契約	725.64 円	725.64 円
電力量料金	11kWh 超過 120kWh まで	1kWh	31.88 円	31.88 円
	120kWh 超過 200kWh まで		38.24 円	38.24 円
	200kWh 超過 300kWh まで		34.85 円	35.80 円
	300kWh 超過分		36.98 円	38.97 円

(2)ビジネス B （税込）

区分	単位	料金単価	料金単価

			（春秋季）	（その他季）
基本料金		1kVA	407.48 円	407.48 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	26.78 円	26.78 円
	120kWh 超過 300kWh まで		31.76 円	31.76 円
	300kWh 超過分		34.39 円	35.67 円

(3)ビジネス[動力]　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW	1204.37 円
電力量料金	春秋季	1kWh	25.08 円
	その他季		26.52 円

(4)お家でんき A　（税込）

区分		単位	料金単価
最低料金（最初の 11kWh まで）		1 契約	725.64 円
電力量料金	11kWh 超過 120kWh まで	1kWh	31.88 円
	120kWh 超過 200kWh まで		38.24 円
	200kWh 超過 300kWh まで		34.85 円
	300kWh 超過分		36.98 円

(5)仕事でんき B　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		1kVA	407.48 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	26.78 円
	120kWh 超過 300kWh まで		31.76 円
	300kWh 超過分		34.39 円

(6)低圧電力　（税込）

区分	単位	料金単価
基本料金	1kW	1204.37 円

電力量料金	夏季	1kWh	23.97 円
	その他季		22.53 円

(7)ファミリーAF　　（税込）

区分		単位	料金単価
最低料金（最初の 11kWh まで）		1 契約	725.64 円
電力量料金	11kWh 超過 120kWh まで	1kWh	31.68 円
	120kWh 超過 300kWh まで		37.15 円
	300kWh 超過分		38.96 円

(8)お家でんき A(S)　　（税込）

区分		単位	料金単価
最低料金（最初の 11kWh まで）		1 契約	725.64 円
電力量料金	11kWh 超過 120kWh まで	1kWh	31.88 円
	120kWh 超過 200kWh まで		38.24 円
	200kWh 超過 300kWh まで		34.85 円
	300kWh 超過分		36.98 円

(9)仕事でんき B(S)　　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		1kVA	407.48 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	26.78 円
	120kWh 超過 300kWh まで		31.76 円
	300kWh 超過分		35.67 円

(10)低圧電力(S)　　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW	1170.87 円
電力量料金	夏季	1kWh	26.52 円
	その他季		25.08 円

(11)とくもりプラン[B]　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		1kVA	444.88 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	28.47 円
	120kWh 超過 300kWh まで		34.00 円
	300kWh 超過分		31.31 円

(12)とくもりプラン[B]フラット　（税込）

区分		単位	料金単価
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	36.41 円
	120kWh 超過 300kWh まで		36.41 円
	300kWh 超過分		36.41 円

(13)あつもりプラン[低圧電力]　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW	1164.12 円
電力量料金	夏季	1kWh	25.97 円
	その他季		24.97 円

(14)おうえんデンキファミリー[A]　（税込）

区分		単位	料金単価（春秋季）	料金単価（その他季）
最低料金（最初の 11kWh まで）		1 契約	725.64 円	725.64 円
電力量料金	11kWh 超過 120kWh まで	1kWh	31.88 円	31.88 円
	120kWh 超過 200kWh まで		38.24 円	38.24 円
	200kWh 超過 300kWh まで		34.85 円	35.80 円
	300kWh 超過分		36.98 円	38.97 円

(15) 蓄電池プラン[B]　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		1kVA	407.48 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	26.78 円
	120kWh 超過 300kWh まで		31.76 円
	300kWh 超過分		34.39 円

(16)動力セット[A]プラン　　(税込)

区分		単位	料金単価
最低料金（最初の 11kWh まで）		1 契約	1137.04 円
電力量料金	11kWh 超過 120kWh まで	1kWh	331.88 円
	120kWh 超過 300kWh まで		38.50 円
	300kWh 超過分		38.96 円

(17)動力セット[動力]プラン　　(税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW	1204.37 円
電力量料金	夏季	1kWh	23.97 円
	その他季		22.53 円

契約受付終了プラン(ビジでんプラン)

(1)ビジでん北海道バリュープラン[B]　　(税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		20A	1,056.20 円
		30A	1,533.15 円
		40A	2,044.20 円
		50A	2,555.25 円
		60A	3,066.30 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh につき	31.32 円
	120kWh 超過 280kWh まで		37.30 円
	280kWh 超過分		40.83 円

(2)ビジでん北海道バリュープラン[C]　　(税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kVA につき	511.05 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh につき	31.32 円
	120kWh 超過 280kWh まで		37.30 円
	280kWh 超過分		40.83 円

(3)ビジでん北海道プラン[低圧電力]　（税込）

区分	単位	料金単価
基本料金	1kW につき	1,546.71 円
電力量料金	1kWh につき	26.22 円

(4)ビジでん東北バリュープラン[B]　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		15A	616.07 円
		30A	1,182.63 円
		40A	1,576.84 円
		50A	1,971.05 円
		60A	2,365.26 円
電力量料金(15A)	最初の 120kWh まで	1kWh につき	32.70 円
	120kWh 超過 300kWh まで		39.45 円
	300kWh 超過分		41.06 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh につき	31.77 円
	120kWh 超過 300kWh まで		38.18 円
	300kWh 超過分		41.94 円

(5)ビジでん東北バリュープラン[C]　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		1kVA につき	409.61 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh につき	31.77 円
	120kWh 超過 300kWh まで		38.18 円
	300kWh 超過分		41.94 円

(6)ビジでん東北プラン[低圧電力]　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW につき	1,356.76 円
電力量料金	夏季	1kWh につき	30.03 円

	その他季		28.58 円

(7)ビジでん関東バリュープラン[B]　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		20A	751.10 円
		30A	1,083.75 円
		40A	1,445.00 円
		50A	1,806.25 円
		60A	2,167.50 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh につき	28.66 円
	120kWh 超過 300kWh まで		34.93 円
	300kWh 超過分		38.81 円

(8)ビジでん関東バリュープラン[C]　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		1kVA につき	361.25 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh につき	28.66 円
	120kWh 超過 300kWh まで		34.93 円
	300kWh 超過分		38.81 円

(9)ビジでん関東プラン[低圧電力]　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW につき	1,175.14 円
電力量料金	夏季	1kWh につき	27.14 円
	その他季		25.57 円

(10)ビジでん中部バリュープラン[B]　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		20A	847.56 円
		40A	1,660.80 円
		50A	2,076.00 円
		60A	2,491.20 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh につき	20.72 円
	120kWh 超過 300kWh まで		25.06 円
	300kWh 超過分		27.93 円

(11)ビジでん中部バリュープラン[C]　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		1kVA につき	415.20 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh につき	20.72 円
	120kWh 超過 300kWh まで		25.06 円
	300kWh 超過分		27.93 円

(12)ビジでん中部プラン[低圧電力]　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW につき	1,277.61 円
電力量料金	夏季	1kWh につき	17.36 円
	その他季		15.81 円

(13)ビジでん関西バリュープラン[A]　（税込）

区分		単位	料金単価
最低料金	最初の 15kWh まで	1契約につき	657.59 円
電力量料金	15kWh 超過 120kWh まで	1kWh につき	19.97 円
	120kWh 超過 300kWh まで		25.10 円
	300kWh 超過分		27.95 円

(14)ビジでん関西バリュープラン[B]　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		1kVA につき	447.75 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh につき	17.69 円
	120kWh 超過 300kWh まで		20.74 円
	300kWh 超過分		23.13 円

(15)ビジでん関西プラン[低圧電力]　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW につき	1,129.69 円
電力量料金	夏季	1kWh につき	14.91 円
	その他季		13.43 円

(16)ビジでん中国バリュープラン[A]　（税込）

区分		単位	料金単価
最低料金	最初の 15kWh まで	1契約につき	748.92 円

電力量料金	15kWh 超過 120kWh まで	1kWh につき	33.90 円
	120kWh 超過 300kWh まで		40.25 円
	300kWh 超過分		42.26 円

(17)ビジでん中国バリュープラン[B]　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		1kVA につき	439.76 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh につき	31.35 円
	120kWh 超過 300kWh まで		37.13 円
	300kWh 超過分		38.91 円

(18)ビジでん中国プラン[低圧電力]　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW につき	1,212.00 円
電力量料金	夏季	1kWh につき	29.02 円
	その他季		27.73 円

(19)ビジでん四国バリュープラン[A]　（税込）

区分		単位	料金単価
最低料金	最初の 11kWh まで	1契約につき	705.07 円
電力量料金	11kWh 超過 120kWh まで	1kWh につき	30.49 円
	120kWh 超過 300kWh まで		36.78 円
	300kWh 超過分		40.12 円

(20)ビジでん四国バリュープラン[B]　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		1kVA につき	426.18 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh につき	27.26 円
	120kWh 超過 300kWh まで		32.52 円
	300kWh 超過分		35.29 円

(21)ビジでん四国プラン[低圧電力]　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW につき	1,226.70 円
電力量料金	夏季	1kWh につき	26.71 円
	その他季		25.27 円

(22)ビジでん九州バリュープラン[B]　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		30A	1,280.52 円
		40A	1,707.36 円
		50A	2,134.20 円
		60A	2,561.04 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh につき	17.37 円
	120kWh 超過 300kWh まで		22.69 円
	300kWh 超過分		25.54 円

(23)ビジでん九州バリュープラン[C]　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		1kVA につき	426.84 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh につき	17.37 円
	120kWh 超過 300kWh まで		22.69 円
	300kWh 超過分		25.54 円

(24)ビジでん九州プラン[低圧電力]　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW につき	1,114.32 円
電力量料金	夏季	1kWh につき	17.25 円
	その他季		15.56 円